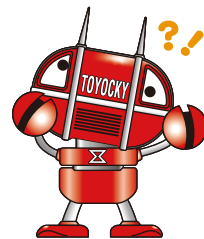


事業系ごみとは？

事業活動で発生するごみを「事業系ごみ」と呼んでいます。

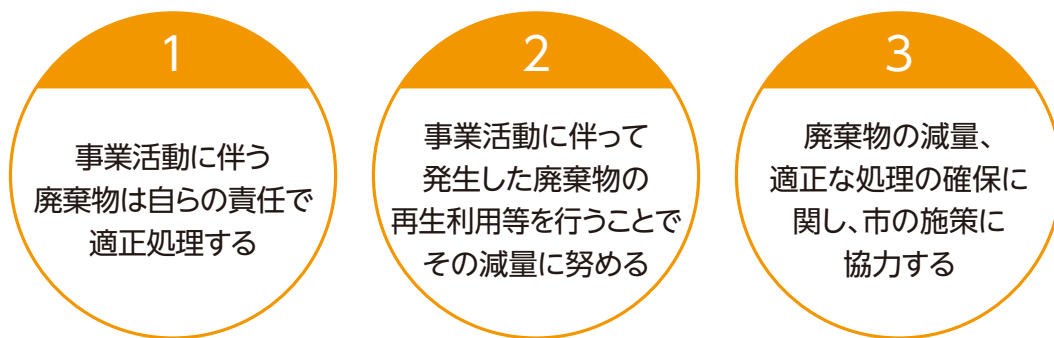
事業活動とは…

オフィス、商店、飲食店及び工場その他の営利を目的とする活動だけでなく、官公庁サービス、寺社、福祉事業、**農業など、あらゆる事業活動が含まれます。**

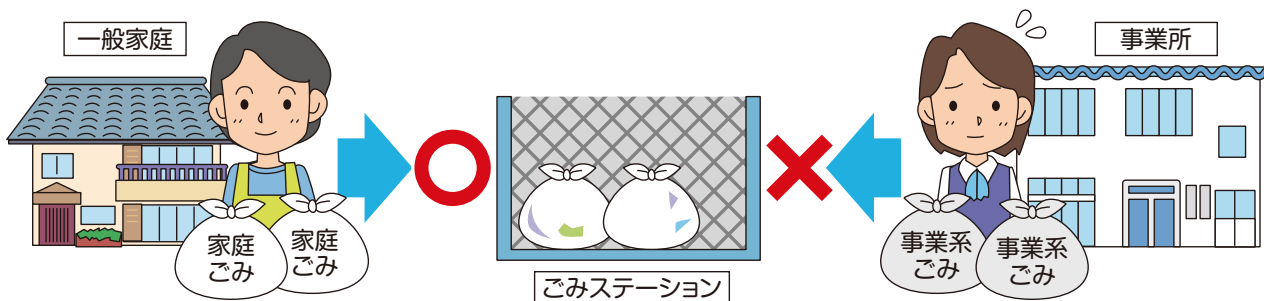


事業者の責務

事業系ごみの処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に基づき、事業者の責務を果たし、適正な処理等を行うことが必要です。



事業系ごみを、ごみステーションに持ち出す、あるいは家庭ごみと偽って市のごみ処理施設へ搬入するなど、事業者の責務を全うしない行為は、**不法投棄に該当し、罰則**が適用される場合もあります。



■ その他の事業者の責務(法・条例に規定されているもの) ■

処理基準の遵守	廃棄物の運搬、処分を行う場合は、処理基準に従わなければなりません。
委託基準の遵守	自らその廃棄物の運搬、処分をすることができない場合は、委託基準に従って、許可を受けた処理業者に処理を委託しなければなりません。

事業系ごみの処理方法は？ 詳細はP6以降へ

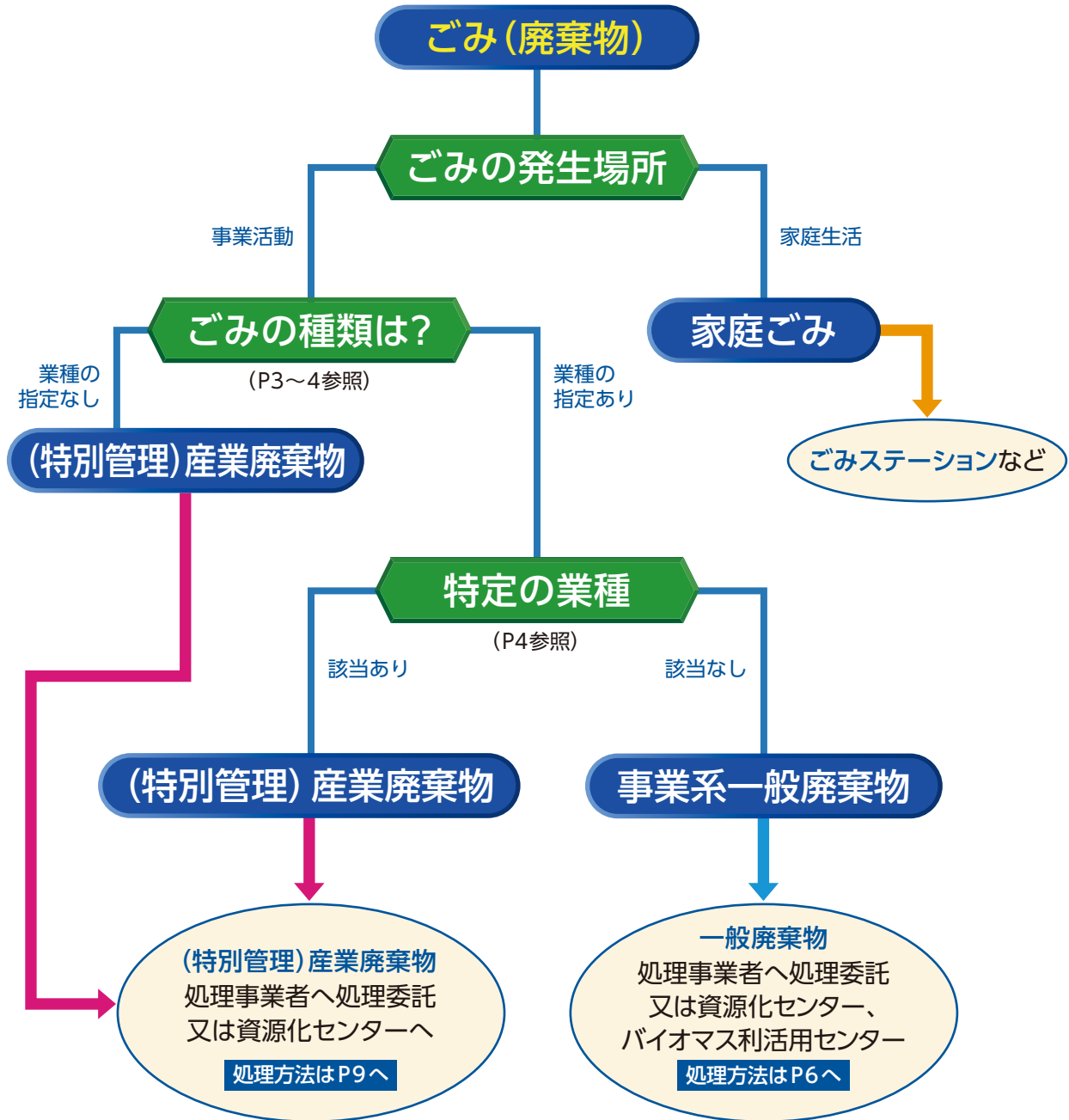
ごみの種類ごとに正しく分別し、①民間の廃棄物処理業者へ処理を委託するか、②投入許可を取得し、市の廃棄物処理施設で処理を行う(一部受入れの対象外)方法があります。



事業系ごみの分類…まずはしっかり分類

事業系ごみは、ごみの種類や発生場所などから「事業系一般廃棄物」と「(特別管理)産業廃棄物」に分けられます。それぞれ、処理の方法が異なりますので、正しく分別し適正に処理してください。

〈判別フロー〉



廃棄物の分類

- 一般廃棄物
 - ・家庭ごみ…一般の家庭生活から排出される廃棄物
 - ・事業系一般廃棄物…事業活動により発生する廃棄物で、産業廃棄物以外のもの
- 産業廃棄物
事業活動により発生する廃棄物で、①必ず産業廃棄物に該当する品目と、②特定の業種によって産業廃棄物に分類される品目が存在します。